

A7 社員が退社により、出資持分の時価による払戻しとして金銭その他の資産の交付を受けた場合には、出資額相当額を超える利益部分は「法人からの社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し」に該当するため、配当所得とみなされ、所得税・住民税の課税を受けます。

また、出資額による払戻しを受けた場合には、退社する社員がその利益相当額を放棄したわけですから、残存社員はみなし贈与課税を受けることになります。

#### (1) 社員の退社と持分の払戻し

持分の定めのある社団医療法人の社員が、医療法人の出資持分を持っている場合には、その社員は医療法人に対する財産権を持っていることになります。この場合の財産権とは「退社時の持分払戻請求権」と「解散時の残余財産分配請求権」をいいます。従って出資持分を有する社員が退社した場合には、その医療法人は社員に対し出資持分の払戻しを行います。

#### (2) 時価で払戻した場合

(ア) 持分の定めのある社団医療法人に用いられた第5次医療法改正（平成19年4月）前の「社団医療法人モデル定款」では、「社員は、①除名、②死亡、③退社により、その資格を失う」としており、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」として社員の退社時に持分の払い戻しができる旨が明記されています。

この払戻しは、定款に特別な定めがある場合や出資額限度法人の例外を除き、一般的には、その払戻し時点での出資持分の時価で払戻すことができるとされています。

#### (イ) 退社した社員の課税関係

社員が退社により出資持分の払戻しとして、払込金額を超えて金銭その他の資産の交付を受け利益があった場合には、その利益部分は「法人からの社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し」に該当するため、配当所得とみなされ所得税・住民税は総合課税されます。この場合、配当所得の金額は「退社により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその医療法人の資本金等の額のうち、その交付の基となった出資に対応する部分の金額を超えるときにおけるその部分の金額」とされ、税金の計算上「配当控除」の適用を受けることができます。また払戻しの際には配当等に対する源泉徴収が必要となり、20%の税率が適用されます。

損失が発生した場合には課税関係は生じません。

#### (3) 払込出資額で払戻した場合

(ア) 上記②(ア)のように、一般的にはその払戻し時点での出資持分の時価で払戻

すことができるかとされています。

しかし設立当初の社員が退社する際に払込出資額で払戻しを請求した場合には、社員総会での決議を経て払込出資額での払戻しをすることは可能であり、この場合、退社した社員は持分の一部を放棄したものと考えられます。

(イ) 課税関係

(a) 退社した社員の課税関係

持分の定めのある社団医療法人の設立当初の社員の退社によって出資が払込出資額により払戻された場合には利益は発生しないため課税関係は生じません。

(b) 残存出資者（個人である社員）の課税関係

出資持分を有する社員が退社する際に払込出資額による払戻しを受けた場合には、残存する他の出資者の出資持分の価額が増加することになり、この増加については、原則としてみなし贈与課税の問題が生じます。

みなし贈与課税とは「対価を支払わないで利益を受けた場合には、その利益を受けた時において、その利益を受けた者がその利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額を、その利益を受けた者から贈与により取得したものとみなす」という取扱いです。

つまり、出資を有する社員が退社する際に、払込出資額による払戻しを受けたため、残存出資者の出資価額が増加したときは、退社社員から残存出資者に対して価額の増加部分の贈与があったものとみなされて残存出資者に贈与税が課税されるというものです。

この場合の「価額の増加額」は、社員の退社前の出資持分の評価額と退社後の評価額の差額を財産評価基本通達 194-2（医療法人の出資の評価）により計算したものととなります。

(c) 医療法人の課税関係

出資持分を有する社員が、退社する際に払込出資額による払戻しを受けた場合には、医療法人の剰余金相当額の利益は上記（イ）（b）により、残存出資者に移転したものと取り扱われます。したがって、医療法人に課税問題は生じないものと考えられます。